第三百条第三項中「本店」を「主たる事務所」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「本店」を「主たる事務所」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第四条に掲げる銀行持株会社を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「本店」を「主たる事務所」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

銀行持株会社（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件第四条に掲げる銀行持株会社を除く。以下この条において同じ。）は、第六条第四項第五号イ又は第七条第四項第五号イの確認の申請を行う場合において、当該銀行持株会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは、財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由してしなければならない。

附則第九条第三項の表中「第一基準」を「国際統一基準」に、「第二基準」を「国内基準」に改める。

附則第十三条第一項第一号中「場合（」の下に「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）第二条の規定による改正前の」を加え、同項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

## 附　則

（適用時期）

**第一条**　この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一　附則第十一条中第五号の改正規定　公布の日

二　附則第十条中第六号及び第九号の改正規定　平成二十四年四月一日

（自己資本比率に係る経過措置）

**第二条**　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して二年を経過する日までの間における第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新銀行告示」という。）第二条第一号及び第二号並びに第十四条第一号及び第二号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| 適用日から起算して一年を経過する日までの期間 | | 三・五 |
|---|---|---|
| | 六 | 四・五 |
| 平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 四・五 | 四 |
| | 六 | 五・五 |

2　適用日から起算して二年を経過する日までの間における第二条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新持株告示」という。）第二条第一号及び第二号の規定の適用については、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（資本調達手段に係る経過措置）

**第三条**　第一条の規定による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧銀行告示」という。）第五条第三項若しくは第十七条第三項の優先出資証券又は非累積的永久優先株であって新銀行告示第六条第四項又は第十八条第四項に規定するその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ・アップ金利等（旧銀行告示第五条第二項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）を上乗せする特約が付されたものであって適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。以下この項及び第三項において「適格旧Ｔｉｅｒ１資本調達手段」という。）の額については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Ｔｉｅｒ１資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新銀行告示第二条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

| 適用日から起算して一年を経過する日までの期間 | 九十パーセント |
|---|---|
| 平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 八十パーセント |
| 平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 七十パーセント |
| 平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 六十パーセント |
| 平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 五十パーセント |
| 平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 四十パーセント |
| 平成三十一年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 三十パーセント |
| 平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 二十パーセント |
| 平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間 | 十パーセント |

2　旧銀行告示第六条第一項第四号から第六号まで若しくは第十八条第一項第四号から第六号までに掲げるものであって新銀行告示第七条第四項若しくは第十九条第四項に規定するＴｉｅｒ２資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであって適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。）又は新銀行告示第七条第四項各号（第十号を除く。）に掲げる要件若しくは新銀行告示第十九条第四項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であって新銀行告示第七条第四項若しくは第十九条第四項に規定するＴｉｅｒ２資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。）（以下この項及び次項において「適格旧Ｔｉｅｒ２資本調達手段」と総称する。）の額（適格旧Ｔｉｅｒ２資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（新銀行告示第四条第一号イに規定する算出基準日をいう。次条第二項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この項及び次項において同じ。）については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Ｔｉｅｒ２資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Ｔｉｅｒ２資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新銀行告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

3　前二項の規定にかかわらず、適格旧Ｔｉｅｒ１資本調達手段又は適格旧Ｔｉｅｒ２資本調達手段にステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額及び当該適格旧Ｔｉｅｒ２資本調達手段の額は、新銀行告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額又は新銀行告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。